

商業地等の場合

負担水準	課税標準額
70%以上	評価額の70%に引き下げ
60%以上70%未満	前年度の課税標準額と同額に据え置き
20%以上60%未満	前年度課税標準額 + 評価額 × 5% … [A] (ただし、[A]が評価額 × 60%を上回る場合は、評価額 × 60%)
20%未満	前年度課税標準額 + 評価額 × 5% … [A] (ただし、[A]が評価額 × 20%を下回る場合は、評価額 × 20%)

住宅用地の場合

負担水準	課税標準額
100%以上	本来の課税標準額 : 評価額 × 住宅用地特例率 (1/6または1/3)
100%未満	前年度課税標準額 + 評価額 (1/6または1/3) × 5% … [A] (ただし、[A]が本来の課税標準額を上回る場合、本来の課税標準額)